

# 第9回 非核・平和条例を 考える全国集会 in 金沢

11月22日(土)・23日(日)の両日、金沢市で、

第9回 非核平和条例を考える全国集会が行われた。この集会は、1999年、周辺事態法成立を受けて、自治体が管理する民間の港湾や空港への米艦船の寄航が頻発する中、非核平和条例制定などを目指し、自治体の平和力を生かし、地域から平和を作ろうという趣旨で始められたものです。第1回を北海道函館で開催し、その後、回を重ねて各地で開催されているものである。

集会の第1日めは全体集会で、金沢市の児童劇団さくらんぼの朗読劇で始まり、主催者の挨拶に続いて、非核市民運動宣言ヨコスカの新倉さんから基調提案が行われた。『民間港への寄港は、日米地位協定第5条3項によって「通告」されるが、港湾法での自治体の港湾管理権で入稿を断ることができること。2006年の、長崎港への米海軍のイージス艦ステッセムの入港時の長崎県・長崎市の対応と、長崎新聞の論説を例に挙げて、港が「安保」に風穴をあける現場である』と指摘された。

続いて元防衛庁教育訓練局長で、現在新潟県加茂市長の小池 清彦さんの、「憲法9条を語る」と出した記念講演と、前岩国市長伊原 勝介さんの「岩

国のたたかいと市民自治」と題する特別講演が行われました。

小池加茂市長は、自衛隊の海外派遣や9条改憲は、「国家衰亡につながる」として反対の姿勢を明確にし、イラク特措法に対して反対の姿勢を貫いた人です。小池さんは、最低限の防衛力は必要としつつ、『イラク特措法での自衛隊の任務は、後方支援任務であることからこれに反対をする。安倍元首相が言った「戦後レジームからの脱却」というのは、平和主義・民主主義・地方分権を放棄することを意味し、具体的には、国民投票法制定や教育基本法の「改悪」、道州制の導入推進などで進めようとしている』と指摘。『自民党の新憲法草案では自衛軍を明記し、同2項では「国際社会の平和と安全を確保するため」に海外での活動が可能になるようにしている。また、76条には軍事裁判所の創設など規定している。国民保護法によって課されている条例も制定するつもりもないし、もしも「有事」がおきれば加茂市は戦時平和都市宣言をし、赤十字の旗たて、ジュネーブ条約で(市民を)守る』と発言があった。



続く井原市長も、『現在の基地の存在には反対をしない。こなかったが、米軍再編計画では、120機の航空機を持つ極東一の基

地になる。住民生活の多大な影響を及ぼし基地強化になることに反対をせざるを得なかった』と。そして、『住民投票の実施は確実に岩国市民の意識を変え民主主義は深化していった。その後の国・県の対応は、アメリカに従属し、そのことを地域に一方的に押し付けるものだ。』(市庁舎建設への補助金カットや愛宕山開発計画の中止などは、以前のネットのニュースで報告済み)『アメリカの一國支配は、新しい大統領の就任や経済問題で終わるだろう。アメリカと経済・軍事面での従属的な関係をやめなければならぬ。民主主義は国にとっても地方にとっても大切な基礎である。地方自治が機能して、民主主義を生かしていかなければならない』と発言があった。

その後、9月に原子力空母ジョージワシントンが配備された神奈川平和運動センター、地元石川県で取組んでいる、ユン・ボンギル共の会、大東亜聖戦大碑撤去の会、小牧基地爆音訴訟連絡会からの報告があり、集会アピールを採択してこの日の集会を終えた。



大東亜聖戦大碑

23日は、「非核平和条例制定運動の現状と課題」、「米軍再編・日米地位協定と自治体の平和力」、「国民保護計画と平和的生存権」の三つの分科会がもたれた。

私は、その中の、「非核平和条例制定運動の現状と課題」に参加した。

報告者は、非核平和函館市民条例を実現する会の道畑克雄さん、小樽市議の斉藤博行さん、無防備地域宣言運動全国ネットワークの矢野さんの三人。

函館からの報告は、『北海道の港湾へは、1997年、空母インディペンデンスやブルーリッジの入港が相次いだ。周辺事態法制定の動きの中で、1998年に非核平和函館市民条例制定を実現する会が発足、1999年と（審議未了、4月改選で廃案）、2002年（14対20で否決）がされた』というものの。

条例のポイントは、①（函館市の）核兵器廃絶平和都市宣言の理念、憲法前文と9条の絶対平和主義 ②非核三原則の堅持（非核証明書書の提出） ③市の管理・保有する施設の、平和都市宣言の趣旨に反する目的での使用を認めない、という内容で、運動の成果として、「軍事は国の専管事項」ということではなく、国と自治体は対等とみなし、自治体には戦争非協力の意思表示をさせること、市民による条例案作成や広範な市民による運動のひろがり、他の地域とのネットワークができたことなどがあげられました。

小樽からの報告は、1997年、空母インディペンデンスの入港要請に際し、小樽市長は、臨時議会を開き、「①入港・接岸時の安全②核兵器を搭載していない③港湾荷役への影響がない」の三点を条件に入港を許可したが、入港後も「これを前例とする

ことなく、再度入港の時には一から改めて論議する」と言う。その後、2000年のキティーホークとビンセンス、2006年空母キティーホーク、2008年のブルーリッジの入港に際してこの「小樽三原則」を用いて、小樽市は対応しているということだ。この小樽市の対応は、商業港への軍艦の入港を快く思っていない「市民感情」を無視することができない、つまり運動する側の働きかけがあつてこそ市長を動かしたといふことで、一つひとつの事態にきちつと対応し、現在も、「小樽三原則」の限界を認識しながらも、「非核平和条例制定」の運動が続いている、と報告があつた。

無防備地域宣言運動からは、国民保護法が制定され、自治体に国民保護計画の制定を義務付け、「平時」から「住民への参加協力」をして訓練が実施されることを通じて地域に戦時体制が構築されて行く。それに対して、憲法9条やジュネーブ条約第一追加議定書の「軍民分離原則」や「攻撃の影響に対する予防措置」の条文を根拠に、基地や軍事施設を撤去していく方向性を明らかにし、無防備平和条例制定直接請求運動を進めていく、というものでこれまで24地方議会で審議されているという。今後の運動の課題としては、無防備平和条例をどこかの自治体で実現していくこと、国民保護法・自衛隊法はジュネーブ条約第一追加議定書に違反をしている、ということ等を国会内外で追求していくなどである、と報告があつた。

質疑では、「米艦船だけでなく、自衛隊の艦船の

入港も多くなっていることにに対する対応は」、「港湾だけでなく、空港へも米軍機の飛来は増えているがそれへの対応の状況は」など活発な意見が出された。

ここ数年、名古屋港への米艦船の入港や、県営名古屋空港へも米軍機の飛来が相次いでいる。国民保護法を始めとする有事法体制が着々と制定され、日常の中へ「軍事」が浸透しつつある。私たちは、2001年、「地域でできる戦争非協力」をテーマに、連続学習会を開催し、それ以来、これをテーマに、小牧基地の機能強化や名古屋港の軍事利用反対の運動、愛知県との交渉などを続けてきた。小牧基地は、戦地イラクへの派兵拠点となり、空中給油機導入など基地機能はより強化されている。私たちの運動はまだまだ十分な広がりを持っていない。しかし、今回の参加で、改めて、9条の存在や個別法・国際法などを有効に使えばまだまだやれることはあるという確信を持った。それを実際に生かすにはやはり市民の意識、民主主義の実現が前提であることも。

#### 追記

集会終了後、内灘闘争の現場、聖戦大碑、尹奉吉暗葬の地など、フィールドワークに参加した。紙面の都合でその感想は書けないが、歴史の中で私たちの取り組みがあるとことを改めて感じた。（山本）

内灘闘争の現場

